

平成28年熊本地震に係る個人住民税 の減免規定の整備について

【令和2年度第1回個人住民税検討会】

令和2年8月3日

熊本市財政局税務部税制課 副課長 荒木 巖

1 経緯

- 平成28年熊本地震（以下「震災」という。）により市内の広範な地域に甚大な損害が発生。
- 災害に係る市税の減免については、熊本市税条例（以下「条例」という。）及び熊本市税条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、運用を行っているところ、震災の影響が広範に及んだことを勘案し、次の措置が求められた。

①減免申請に伴う添付書類を簡略化する等被災者の負担を緩和する措置

②減免事務を迅速かつ的確に行う措置

被災者の負担緩和

減免処理の迅速化
及び的確化

- 条例については、既存の災害減免の規定により震災への減免対応も可能であることから、改正の必要なし
- 従前の規則では①、②の措置を行うにあたり課題が発生⇒改正が必要

2 課題①

- 罹災証明書における被害の程度が半壊（被害の割合20%～40%）の場合、規則における損害の程度10分の3以上に該当するかどうか不明である。
- 罹災証明書における被害の程度判定のための調査と災害減免の可否に係る損害の程度判定調査を別に実施することは震災の規模からみて困難である。
- 減免の可否の判断には、保険金・損害賠償金等により補てんされる額等納税義務者からの申請によらなければ把握できない事項があるが、震災の規模からみて漏れなく把握することは困難である。

（罹災証明書における被害の程度）

被害の割合	20%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上
被害の程度	半壊	大規模半壊	全壊

（規則における損害の程度）

前年中の合計所得金額	損害の程度	軽減又は免除の割合	
		10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下		2分の1	全額
750万円以下		4分の1	2分の1
1,000万円以下		8分の1	4分の1

2 課題②

- 罹災証明書における被害の程度が半壊以上の判定を受けた住宅の所有者である納税義務者以外の当該住宅に居住する納税義務者（同一生計配偶者又は扶養親族を除く）については、所有する家財に一定程度の損害を受けたと考えられるものの、罹災証明書では家財の損害は分からず減免の可否が判定出来ないため、扶養関係の有無等で不公平が生ずる。

【規則第4条第12号】

納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の市民税のうち当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

3 課題の解決①

損壊した居住に係る住宅の被害の程度に基づく減免の新設（附則第4条第2号）

- 震災の規模を勘案し、被災した納税義務者の負担を軽減し、かつ減免処理を迅速かつ的確に実施するため、罹災証明書のみで減免の可否が判断できるよう規定を設けるもの。

（附則第4条第2号の規定内容）

減免事由		減免割合	
災害により居住する住宅が損壊した場合	全壊	合計所得金額500万円以下	全額
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/2
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/4
	大規模半壊	合計所得金額500万円以下	3/4
		合計所得金額500万円超750万円以下	3/8
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	3/16
	半壊	合計所得金額500万円以下	1/2
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/4
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/8

3 課題の解決②

所有に係る住宅又は家財の損害の程度に基づく減免に係る適用の区分の見直し（附則第4条第1号）

- 現行規則の規定を準用しつつ、損害の程度区分を見直し、罹災証明書における被害の程度の区分との整合性を図る形で規定を設けるもの。
- 損害の程度区分の見直しに伴い、適用範囲は拡大することとなる。

（規則第4条第12号の規定内容）

減免事由		減免割合	
災害により所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度5/10以上	合計所得金額500万円以下	全額
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/2
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/4
	損害の程度3/10以上5/10未満	合計所得金額500万円以下	1/2
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/4
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/8

（附則第4条第1号の規定内容）

減免事由		減免割合	
災害により所有する住宅又は家財に損害を受けた場合	損害の程度5/10以上	合計所得金額500万円以下	全額
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/2
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/4
	損害の程度4/10以上5/10未満	合計所得金額500万円以下	3/4
		合計所得金額500万円超750万円以下	3/8
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	3/16
	損害の程度2/10以上4/10未満	合計所得金額500万円以下	1/2
		合計所得金額500万円超750万円以下	1/4
		合計所得金額750万円超1,000万円以下	1/8

4 減免実績

- 条例における減免申請期限は納期限前7日であるところ、震災の規模等を鑑み申請期限を平成29年3月末日まで延長。
- 平成29年4月末日までにすべての審査を終えた。

内訳	件数（件）	市民税減免額（円）
現年度分	38,218	1,447,243,502
過年度分	111	1,064,980
合計	38,329	1,448,308,482

※過年度分は平成28年度中に過年度分の課税をおこなったものが減免となったもの

5 震災に限定した減免基準とした理由

- 地方税法、条例及び規則における市税の減免規定は、税負担の公平性の観点から、災害、貧困等により担税力を喪失した者、その他特別な事情がある場合に限って減免を認めており、災害の規模を鑑みず、むやみに減免の範囲を拡大することは税負担の公平性の観点から問題がある。
- 震災時における減免規定の整備は、震災の規模を鑑み、被災した納税義務者の負担の軽減に配慮しつつ、減免事務を迅速かつ的確に行うため、特例的な措置が必要との判断で実施したものであることから、震災に係る減免に限定することとした。
- なお、通常の災害における減免についても、罹災証明書における「被害の程度」と規則における「損害の程度」が異なることの課題が存在することから、罹災証明書における被害の程度は参考としつつ、損害額等を算出することとしている。

6 震災後、他の被災団体からの問い合わせの状況

記録には残っていないものの以下の災害の際、各自治体から震災時の減免規定の整備について、問い合わせがあったものと記憶している。

- 平成29年7月九州北部豪雨災害：福岡県各自治体
- 平成30年6月大阪府北部地震：高槻市
- 平成30年7月豪雨災害：広島県各自治体
- 平成30年9月北海道胆振東部地震：北海道各自治体

(参考資料)

【熊本市税条例】

(市民税の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

(7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者

【熊本市税条例施行規則】

(市民税の減免)

第4条 条例第33条第1項各号に規定する市民税の減免は、次の各号の定めるところによる。

(12) 納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の市民税のうち当該災害を受けた日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

損害の程度 前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10分の3以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下	2分の1	全額
750万円以下	4分の1	2分の1
1,000万円以下	8分の1	4分の1

(附則)

4 平成28年熊本地震により被災した場合における条例第33条第1項第7号の規定による市民税の減免は、第4条第12号の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

(1) 納税義務者(法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき平成28年熊本地震により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の10分の2以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者の平成28年度分の市民税のうち平成28年4月14日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

前年中の合計所得金額 \ 損害の程度	軽減又は免除の割合		
	10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4以上10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

(2) 平成28年熊本地震により、その居住に係る住宅が、本市が行う平成28年熊本地震の被害の状況の調査における全壊、大規模半壊又は半壊に相当する程度の被害を受けたと認められる納税義務者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対しては、平成28年度分の市民税のうち平成28年4月14日以後に納期限の到来する税額について次の区分により軽減し、又は免除する。

被害の程度 前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合		
	半壊に相当するとき	大規模半壊に相当するとき	全壊に相当するとき
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1